

平成26年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

- 1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について
 - ・ **資料1** 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答 …………… 1頁
- 2 刑法犯の認知状況と抑止対策の推進について
 - ・ **資料2** 刑法犯の認知状況と抑止対策の推進 …………… 2頁
- 3 犯罪検挙の推進について
 - ・ **資料3** 犯罪検挙の推進 …………… 3頁
- 4 三重県暴力団排除条例の一部改正案に関する意見募集について
 - ・ **資料4** 三重県暴力団排除条例の一部改正案に関する意見募集について …………… 5頁
- 5 交通事故情勢と年末に向けた交通死亡事故等抑止対策の推進について
 - ・ **資料5** 交通事故情勢と年末に向けた交通死亡事故等抑止対策の推進 …………… 13頁

平成26年10月

警察本部

『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

教育警察常任委員会

| 施策番号 | 施策名 | 主担当部局名 | 委員会意見 | 回答 |
|------|------------|--------|---|--|
| 131 | 犯罪に強いまちづくり | 警察本部 | <p>深刻な社会問題化しているストーカー事案については、県内の件数も増加しており、警察に相談、警察から警告されていても被害が防げない事例もある。ストーカー事案の対応については、より強力に取り組まれない。</p> | <p>全国的には、被害者等からの相談を受理しながら、重大な結果に至るストーカー事案が発生していることに鑑み、県警察では、警察本部及び各警察署に「人身安全関連事案対処プロジェクトチーム」を設置し、この種事案に一元的に対処する体制を確立しました。</p> <p>プロジェクトチームの機能を最大限発揮させ、重大事件の未然防止を図るとともに、相談を受理した際には、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に努めてまいります。</p> |

刑法犯の認知状況と抑止対策の推進

1 刑法犯の認知状況

三重県内の刑法犯認知状況

| | H26.8末 | H25.8末 | 増減数 | 増減率 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 刑法犯認知件数 | 11,770 | 13,520 | -1,750 | -12.9% |

全国・管区内の刑法犯認知状況

| | 認知件数 | 前年件数 | 増減数 | 増減率 |
|-----|---------|---------|---------|--------|
| 全 国 | 802,068 | 863,810 | -61,742 | -7.1% |
| 管 区 | 93,881 | 107,162 | -13,281 | -12.4% |
| 富 山 | 4,065 | 4,285 | -220 | -5.1% |
| 石 川 | 5,046 | 5,043 | 3 | 0.1% |
| 福 井 | 3,386 | 3,722 | -336 | -9.0% |
| 岐 阜 | 13,380 | 15,313 | -1,933 | -12.6% |
| 愛 知 | 56,234 | 65,279 | -9,045 | -13.9% |
| 三 重 | 11,770 | 13,520 | -1,750 | -12.9% |

全国の増減数

| 順位 | 県名 | 認知件数 | 前年件数 | 増減数 |
|-----|-----|--------|--------|--------|
| 1位 | 愛知 | 56,234 | 65,279 | -9,045 |
| 2位 | 千葉 | 44,520 | 52,291 | -7,771 |
| 3位 | 神奈川 | 44,459 | 50,848 | -6,389 |
| 4位 | 埼玉 | 49,242 | 55,619 | -6,377 |
| 5位 | 茨城 | 20,195 | 23,057 | -2,862 |
| 12位 | 三重 | 11,770 | 13,520 | -1,750 |

三重県内の重点犯罪認知状況

| | H26.8末 | H25.8末 | 増減数 | 増減率 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 重点犯罪認知件数 | 6,237 | 7,347 | -1,110 | -15.1% |

※ 重点犯罪…自動車関連犯罪、住宅対象犯罪、子供・女性を対象とする犯罪、県民の身近で発生する犯罪、特殊詐欺の5類型

類型別の状況

| 類 型 | 自動車関連犯罪 | | | 住宅対象犯罪 | | 子供・女性対象犯罪 | | | | | 身近で発生する犯罪 | | | 特殊詐欺 | |
|----------|----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|----------------|----------|-----------|----------|----------------------------|------------------|-------------|----------------------------|--------------------------------------|
| H26.8末 | 1,634 | | | 525 | | 80 | | | | | 3,940 | | | 58 | |
| H25.8末 | 2,305 | | | 696 | | 91 | | | | | 4,193 | | | 62 | |
| 増減数 | -671 | | | -171 | | -11 | | | | | -253 | | | -4 | |
| 増減率 | -29.1% | | | -24.6% | | -12.1% | | | | | -6.0% | | | -6.5% | |
| 罪種 手口 | 自動 車盗 | 車上 ねらい | 部品 ねらい | 空き 巣 | 忍込 み | 強 姦 | 強 制わい せつ | 誘略 拐取 | ひ ったくり | 路 上強盗 | オ ー ト バ イ 盗 | 自 転 車 盗 | 万 引 き | 振 り 込 め 詐 欺 | 振 り 込 め 詐 欺 以 外 |
| H26.8末 | 257 | 984 | 393 | 382 | 143 | 7 | 39 | 1 | 26 | 7 | 477 | 2,206 | 1,257 | 37 | 21 |
| H25.8末 | 381 | 1,173 | 751 | 588 | 108 | 11 | 42 | 0 | 35 | 3 | 655 | 2,512 | 1,026 | 33 | 29 |
| 増減数 | -124 | -189 | -358 | -206 | 35 | -4 | -3 | 1 | -9 | 4 | -178 | -306 | 231 | 4 | -8 |
| 増減率 | -32.5% | -16.1% | -47.7% | -35.0% | 32.4% | -36.4% | -7.1% | - | -25.7% | 133.3% | -27.2% | -12.2% | 22.5% | 12.1% | -27.6% |

2 主な抑止対策

- 官民一体による犯罪抑止対策の推進
防犯カメラ等治安インフラの整備・拡充と自主防犯活動に対する支援等
- 子ども・女性を犯罪から守るための取組
地域における見守り活動等の強化と先制・予防的活動の推進
- 特殊詐欺予防対策の推進
知事出演のビデオレターの効果的活用と企業等との連携

犯罪検挙の推進

1 刑法犯

| | 平成26年 8月 | 平成25年 8月 | 増 減 |
|-------|-------------|-------------|--------|
| 認知件数 | 11,770 (16) | 13,520 (15) | -1,750 |
| 検挙件数 | 3,322 (22) | 3,732 (20) | -410 |
| 検挙人員 | 1,544 (29) | 1,607 (30) | -63 |
| 検 挙 率 | 28.2 (37) | 27.6 (37) | +0.6 |

※ () 内は、
全国順位を示す。

- 認知件数、検挙件数ともに減少傾向、検挙率は前年同期比0.6ポイント上昇
- 刑法犯認知件数の減少率(12.9%)は、全国第14位

2 凶悪犯

| | 凶 悪 犯 | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|--|
| | 凶 悪 犯 | | | 殺 人 | | 強 盗 | | 放 火 | | 強 姦 | | |
| | H26.8 | H25.8 | 増 減 | H26.8 | 増 減 | H26.8 | 増 減 | H26.8 | 増 減 | H26.8 | 増 減 | |
| 認知件数 | 35 | 42 | -7 | 4 | +1 | 22 | +5 | 2 | -9 | 7 | -4 | |
| 検挙件数 | 33 | 27 | +6 | 5 | +2 | 15 | +4 | 2 | -7 | 11 | +7 | |
| 検挙人員 | 35 | 23 | +12 | 5 | +2 | 23 | +13 | 1 | -4 | 6 | +1 | |
| 検 挙 率 | 94.3 | 64.3 | +30.0 | 125.0 | +25.0 | 68.2 | +3.5 | 100.0 | +18.2 | 157.1 | +120.7 | |

- 凶悪犯の認知件数は減少し、検挙件数は増加、検挙率は前年同期比30.0ポイント上昇

3 窃盗犯

| | 窃 盗 犯 | | | | | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|------|-------|------|--|
| | 窃 盗 犯 | | | 侵入窃盗 | | 乗り物盗 | | 非侵入窃盗 | | |
| | H26.8 | H25.8 | 増 減 | H26.8 | 増 減 | H26.8 | 増 減 | H26.8 | 増 減 | |
| 認知件数 | 8,986 | 10,377 | -1,391 | 1,125 | -277 | 2,940 | -608 | 4,921 | -506 | |
| 検挙件数 | 2,421 | 2,782 | -361 | 742 | +5 | 288 | +126 | 1,391 | -492 | |
| 検挙人員 | 954 | 998 | -44 | 74 | -26 | 106 | -15 | 774 | -3 | |
| 検 挙 率 | 26.9 | 26.8 | +0.1 | 66.0 | +13.4 | 9.8 | +5.2 | 28.3 | -6.4 | |

- 窃盗犯は認知件数、検挙件数ともに減少し、検挙率は前年同期比0.1ポイント上昇

4 特殊詐欺

(1) 認知状況

| | 特 殊 詐 欺 認 知 | | | | | | | | | |
|---------|-------------|--------|---------|--------|-------|--------|----------|--------|--------|--|
| | 特 殊 詐 欺 認 知 | | | 振り込め詐欺 | | | 振り込め詐欺以外 | | | |
| | H26.8 | H25.8 | 増 減 | H26.8 | H25.8 | 増 減 | H26.8 | H25.8 | 増 減 | |
| 認知件数 | 58 | 62 | -4 | 37 | 33 | +4 | 21 | 29 | -8 | |
| 被害額(万円) | 43,410 | 32,480 | +10,930 | 14,560 | 6,330 | +8,230 | 28,850 | 26,150 | +2,700 | |

- 特殊詐欺全体の認知件数は減少したが、振り込め詐欺は認知件数、被害額ともに増加
- 被害額は、約4億3,410万円で前年同期比+1億930万円と大幅に増加

(2) 検挙状況

| | 特殊詐欺検挙 | | | 振り込め詐欺 | | | 振り込め詐欺以外 | | |
|------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|----------|-------|----|
| | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 |
| 検挙件数 | 23 | 9 | +14 | 19 | 4 | +15 | 4 | 5 | -1 |
| 検挙人員 | 7 | 8 | -1 | 2 | 4 | -2 | 5 | 4 | +1 |

○ 特殊詐欺の検挙件数は増加、検挙人員は減少

○ 特殊詐欺助長犯罪は75件、24人を検挙

※ 助長犯罪：特殊詐欺を助長する口座開設詐欺、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反、盗品等譲受、携帯電話契約詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等をいう。

5 組織犯罪

(1) 暴力団犯罪

| | 暴力団犯罪 | | | 刑法犯 | | | 特別法犯 | | |
|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|----|
| | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 |
| 検挙件数 | 244 | 141 | +103 | 202 | 97 | +105 | 42 | 44 | -2 |
| 検挙人員 | 97 | 103 | -6 | 65 | 72 | -7 | 32 | 31 | +1 |

○ 暴力団犯罪は検挙件数が大幅に増加、検挙人員は減少

(2) 薬物犯罪

| | 薬物犯罪 | | | 覚醒剤 | | | その他 | | |
|------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|----|
| | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 |
| 検挙件数 | 118 | 107 | +11 | 104 | 99 | +5 | 14 | 8 | +6 |
| 検挙人員 | 99 | 85 | +14 | 90 | 80 | +10 | 9 | 5 | +4 |

○ 薬物犯罪は検挙件数、検挙人員ともに増加

○ 検挙人員のうち、約9割(90.9%)が覚醒剤事犯

6 来日外国人犯罪

| | 来日外国人犯罪 | | | 刑法犯 | | | 特別法犯 | | |
|------|---------|-------|----|-------|-------|-----|-------|-------|----|
| | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 | H26.8 | H25.8 | 増減 |
| 検挙件数 | 213 | 207 | +6 | 193 | 191 | +2 | 20 | 16 | +4 |
| 検挙人員 | 67 | 75 | -8 | 50 | 63 | -13 | 17 | 12 | +5 |

○ 来日外国人犯罪は検挙件数は増加、検挙人員は減少

○ 刑法犯のうち、175件35人が窃盗犯

○ 特別法犯のうち、12件9人が入管法違反

○ 主な国籍別の検挙人員は、中国19人、ベトナム12人、ブラジル11人

三重県暴力団排除条例の一部改正案に関する意見募集について

1 意見募集（パブリックコメント）の実施

(1) 実施期間

平成26年10月6日から同年11月4日までの間（30日間）

(2) 意見募集方法

- ・ 三重県警察ホームページ及び三重県ホームページへの掲載
- ・ 三重県警察情報公開総合窓口及び三重県情報公開総合窓口への配架

(3) 掲載内容

- ・ 三重県暴力団排除条例の一部改正案に係る意見募集について【別紙1】
- ・ 三重県暴力団排除条例の一部改正案の概要【別紙2】

2 三重県暴力団排除条例の改正案

(1) 改正に至る経緯

三重県暴力団排除条例は、附則に「施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。これは、条例の実効性を確保するためには、施行から3年を経過した時点において、暴力団排除の情勢、他県の条例改正の実情等を踏まえて、必要がある場合は所要の改正等を講ずるよう規定されていると解されるため、同規定に基づいて条例に検討を加えた結果、改正する必要性を認めたものである。

(2) 改正案の要旨

ア 暴力団事務所の開設及び運営の禁止規定の拡充（第18条関係）

周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設、運営を禁止した保護対象施設に、「これら施設の用に供するものと決定した土地を含む」こととし、これに伴い第2項を整理する。

イ 事業活動における勧告対象行為の拡充（第19条、第27条、第28条関係）

事業者が、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益供与をした場合（第19条第2項）を調査・勧告対象とするための所要の改正をし、これにより、第19条第1項第3号（相当の対償のない利益供与）が不要となり削除する。

ウ 暴力団員等に対する勧告対象行為の拡充（第22条、第27条、第28条関係）

暴力団員等が、第19条第2項の規定に違反する利益供与を受け、又は事業者が暴力団員等が指定した者に利益供与をさせた場合（第22条第2項）を調査・勧告対象とするための所要の改正をし、これにより、第22条第2項が不要となり削除する。

三重県暴力団排除条例の一部改正案に関する意見募集について

1 意見募集の趣旨

三重県暴力団排除条例(以下「条例」という。)は、近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化、多様化していることを受け、従来の警察主導による暴力団対策から、社会全体で暴力団を孤立化させ、排除することで、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成23年4月1日に施行されました。

本年4月で条例の施行から3年が経過したことから、本県の暴力団情勢や、暴力団排除対策の現状、他県の暴力団排除条例の規定状況等を踏まえて検討した結果、条例を改正する必要性を認めました。

つきましては、条例の改正案に関する概要をまとめましたので、県民の皆様のご意見を募集します。

2 意見募集期間

平成26年10月6日(月)から同年11月4日(火)まで
ただし、郵送の場合は、当日消印まで有効とします。

3 資料の入手方法

リンク先「三重県暴力団排除条例の一部改正案の概要」をご覧ください。

なお、資料は、三重県警察本部情報公開総合窓口及び三重県情報公開・個人情報総合窓口でも掲示しています。

4 ご意見の提出方法及び提出先

別添「意見書参考様式」(様式は同様のものでも構いません。)にご意見を記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールで送付してください。

(1) 郵送による場合

〒514-8514

津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 条例改正準備室

(2) ファクシミリによる場合

059-225-3731

三重県警察本部 刑事部組織犯罪対策課

(3) 電子メールによる場合

soudankoucho@police.pref.mie.jp

5 個人情報の取扱い

ご記入いただいた住所、氏名等の個人情報につきましては、この意見募集に関する業務のみで使用することとし、三重県個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表しません。

また、ご提出いただいた意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他の正当な権利を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しません。

6 ご意見の提出に係る留意事項

- ・ ご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ・ 意見書は、意見の内容 1 項目につき 1 枚でお願いします。
- ・ ご意見は、簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。
- ・ 電話でのご意見等には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

7 ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・ ご意見は、条例改正事務の参考にさせていただきます。
- ・ ご意見の概要とそれに対する三重県警察の考え方等を、ホームページ等により一定期間公表いたします。

なお、ご意見を提出していただいたご本人への回答は致しませんので、ご了承ください。

- ・ ご意見の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。

賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、三重県警察の考え方等を示さない場合があります。

8 問い合わせ先

三重県警察本部 刑事部組織犯罪対策課

条例改正準備室

電話番号：059-222-0110

(内線4471, 4474)



「三重県暴力団排除条例の一部改正案」に対する意見書

| | | |
|-----|---------------|---|
| 提出者 | 住所 | 〒 |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 内容 | (ご意見等の論点及び内容) | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |
| | ----- | |

三重県暴力団排除条例の一部改正案の概要

(本改正案については検討途中であり、今後変更する場合があります。)

条例制定の経緯

三重県暴力団排除条例(以下「条例」という。)は、近年、暴力団の資金獲得活動が、伝統的な用心棒代の徴収等に加えて、暴力団であることを隠しながら、各種事業活動へ進出を図るなど、巧妙化、多様化していることを受け、こうした暴力団の活動を根絶するため、従来の警察主導による暴力団対策から、社会全体で暴力団を孤立化させ、排除することで、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することなどを目的として、平成23年4月1日に施行されました。

改正に至る経緯

条例は、附則に「施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されています。

これは、条例の実効性を確保するためには、施行から3年を経過した時点において、暴力団排除の情勢、他県の条例改正の実情等を踏まえて、必要がある場合は改正等の所要の措置を講ずるよう規定されているものであり、同規定に基づき条例改正の検討を行った結果、下記の改正点について、改正の必要性を認めたものです。

改正点

1 暴力団事務所の開設及び運営の禁止規定の拡充(第18条)

周囲200メートルの区域内における暴力団事務所の開設、運営を禁止した保護対象施設(学校、公民館、博物館等)に、「これらの施設の用に供するものと決定した土地」を含めて、保護対象施設の設置が決定した土地を、用地の段階から保護対象とすることとします。

2 事業活動における勧告対象行為の拡充(第19条、第22条)

第19条第2項の「事業者が、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益供与」をした場合の禁止規定を、勧告の対象に引き上げます。なお、同条第1項第3号の「相当の対償のない利益供与」については、改正後の同条第2項に含まれることから、同条第1項第3号を削除します。

同様に、利益供与を受ける側の暴力団については、第22条第2項の「暴力団員等が、情を知って、事業者から、暴力団の活動を助長することとなる利益供与を受けること、又は指定した第三者に受けさせること」について、禁止規定から、勧告の対象に引き上げます。

暴力団事務所の開設及び運営の禁止規定の拡充

1 改正の趣旨

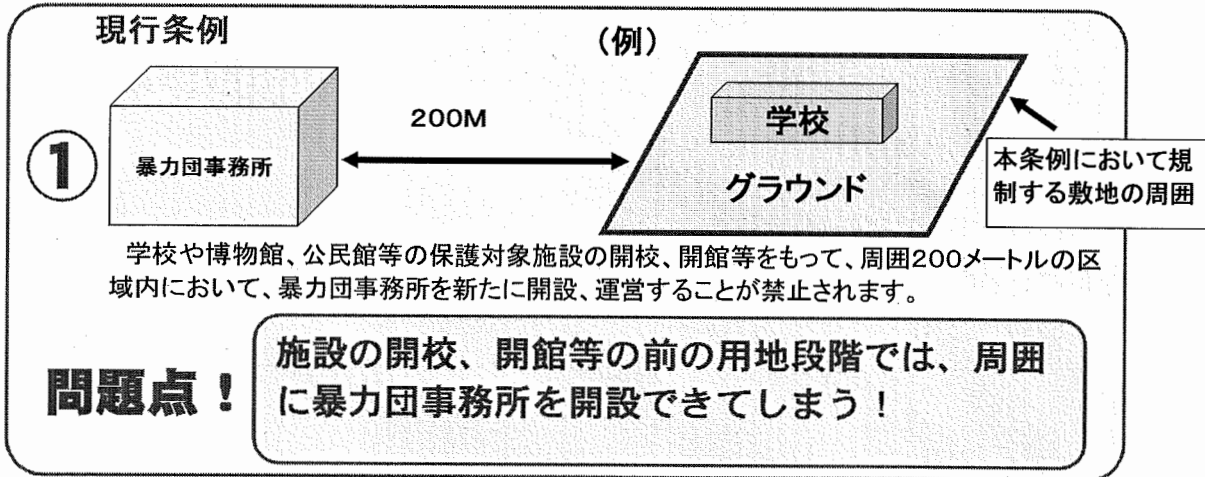
条例第18条は、青少年のための良好な環境を確保するため、学校等の保護対象施設から一定の距離的範囲内において、暴力団事務所の開設又は運営行為を規制しています。

現行の規定では、保護対象施設の開校又は開館等をもって適用対象となるため、建設予定地の段階では周囲200メートルの区域内において暴力団事務所の開設が可能となっています。

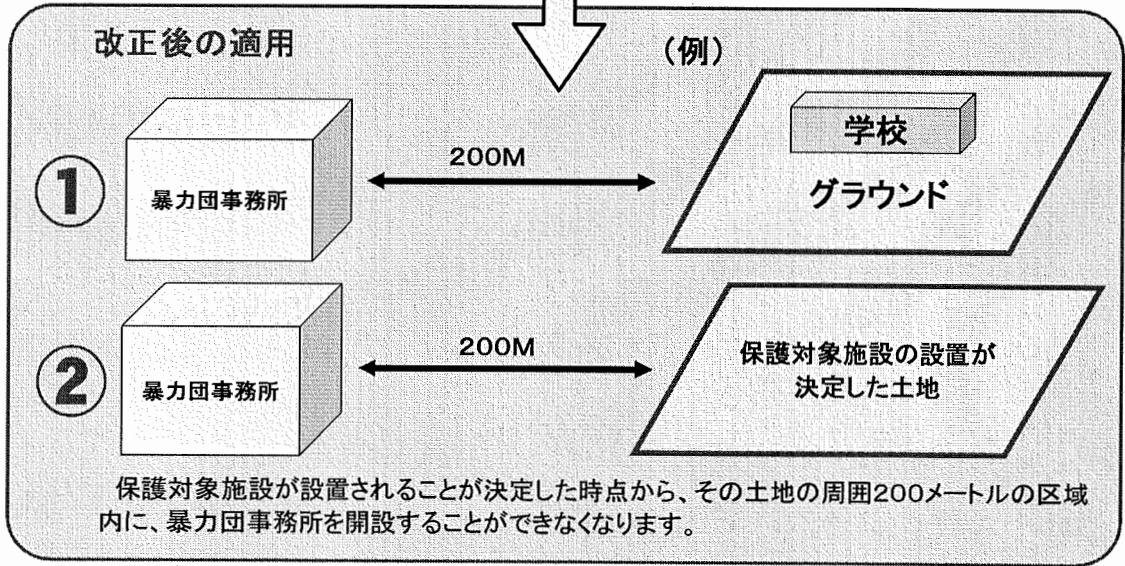
よって、本条の趣旨をより実効あるものとするため、保護対象施設の敷地には、現に保護対象施設が設置されている土地に限らず、

保護対象施設の設置が決定した土地を含むことを、本改正により明記し、保護の範囲を拡充することとしました。

2 改正の概要



条例を改正！
上記①に加えて、下記②の用地を保護対象に加える！！



事業活動における勧告対象行為の拡充

1 改正の趣旨

条例第19条は、事業者による暴力団員等に対する

- ① 暴力団の威力を利用する目的で行う利益供与（第1項第1号）
- ② 暴力団の威力を利用したことに関して行う利益供与（第1項第2号）
- ③ 暴力団の活動に協力する目的で行う相当の対償のない利益供与（第1項第3号）
- ④ 情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与（第2項）

を禁止するとともに、第22条において、暴力団員等がこれらの利益の供与を受けることを禁止しています。

また、①～③で規定した禁止行為に違反した場合、調査・勧告の対象としています。

しかし、条例制定後、事業者による暴力団員等に対する暴力団の活動を助長するような行為が確認されるなど、条例に規定する暴力団排除の基本理念や事業者の具体的責務の履行が一部なされていない状況にあります。

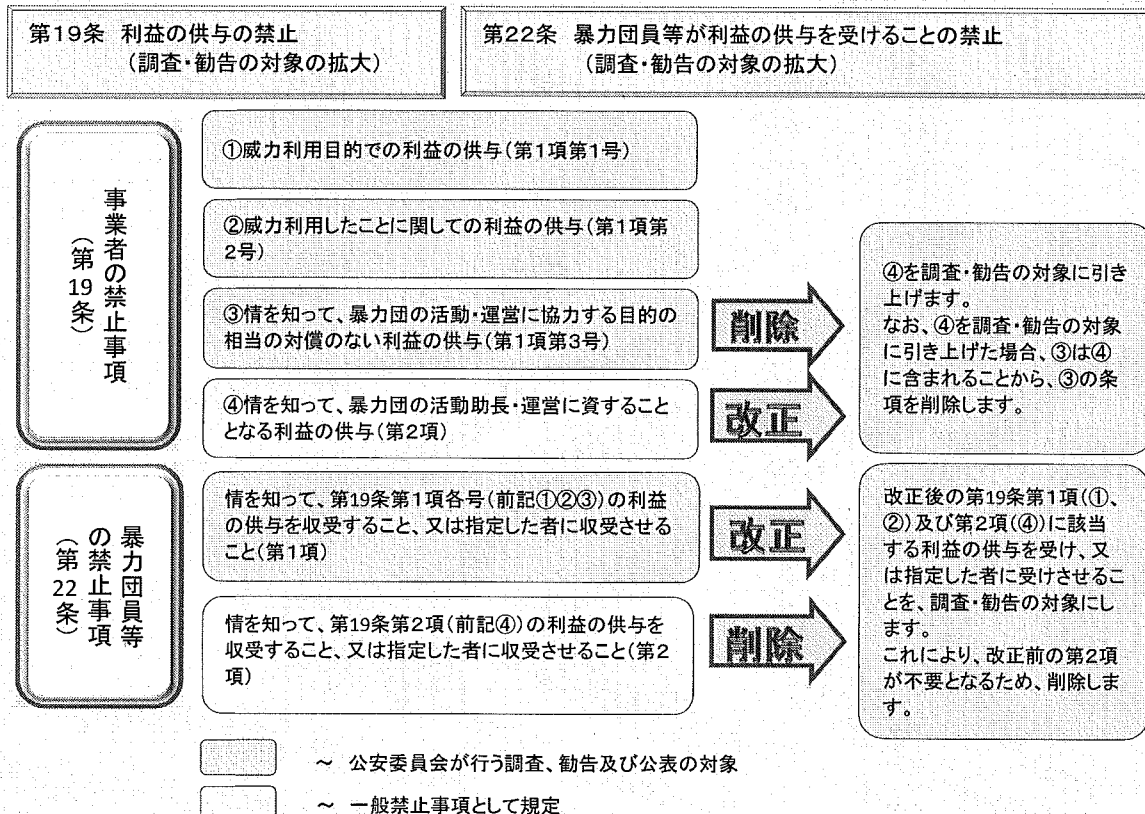
暴力団の活動を助長する行為は、正に条例の基本理念に反する行為であるとともに、あってはならない行為です。

よって、暴力団の活動を助長する行為を抑止し、条例の実行性を担保するために、④の禁止行為違反についても、調査・勧告の対象に追加することとしました。

同改正により、暴力団に対する利益の供与を抑止するとともに、暴力団が事業者を利用しにくい状況を生み出すことで、事業者を暴力団から守るという効果が見込まれます。

なお、同改正を行う場合、③の禁止行為は④の禁止行為に含まれることから、④の禁止行為違反を勧告対象に引き上げることに伴い、③の規定は削除することとします。

2 改正の概要



3 利益の供与の具体例

(1) 勧告対象となる利益の供与の具体例

- ・ 建設会社が、暴力団事務所と知った上で、対立抗争に備えて暴力団事務所の壁や窓を、防弾壁、防弾ガラスに改修すること。
- ・ 警備会社が、暴力団事務所であることを知った上で、その事務所の警備サービスを提供すること。
- ・ 飲食店が、暴力団員から、組の運営資金になることを知りながら、進んで物品を購入したり、サービスを受けて、その者に料金を支払うこと。
- ・ 興行を行う事業者が、相手方が暴力団組織を誇示することを目的としていることを知った上で、その暴力団員らに対し、特別に観覧席を用意すること。
- ・ 祭礼主催者が、祭礼において、暴力団員が営む露店商の出店許可を出すこと。

(2) 勧告対象とならない利益の供与の具体例

- ・ 暴力団事務所に電気やガスを供給したり、医師が診療行為を行うなど法令に基づいて行われる行為。
- ・ 弁護士が民事訴訟において暴力団員の代理人になる行為。
- ・ 建築物等の維持保全など、適法な状態を保つために、暴力団事務所の工事を行う行為。
- ・ レンタカー業者が会合のために送迎用バスを貸したところ、貸与した相手が暴力団員であることが後に判明した場合。
- ・ 飲食店が個人的な利用と思って暴力団員に個室を提供したところ、結果的に組織の会合に利用されていた場合。

交通事故情勢と年末に向けた交通死亡事故等抑止対策の推進

1 交通事故の発生状況

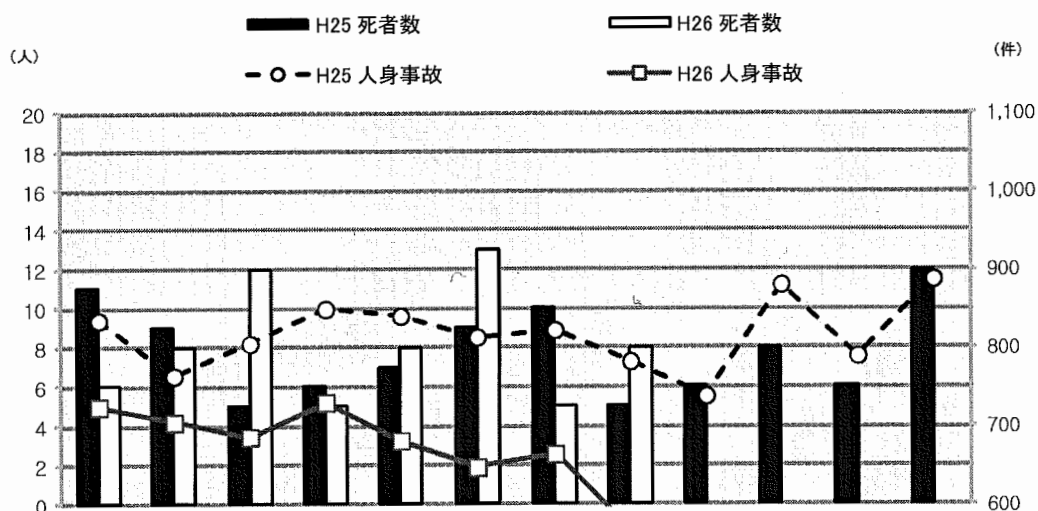
(1) 平成26年8月末・確定

| 区分 | 総事故 | 人身事故 | | 死傷者数 | | 物件事故 |
|----------|--------|--------|------|--------|------|--------|
| | | | 死亡事故 | | 死者数 | |
| 平成26年8月末 | 40,835 | 5,404 | 63 | 7,274 | 65 | 35,431 |
| 前年同期比 | -1,479 | -1,106 | 5 | -1,344 | 3 | -373 |
| 増減率 | -3.5% | -17.0% | 8.6% | -15.6% | 4.8% | -1.0% |

(2) 交通死亡事故の特徴（平成26年8月末）

- 高齢死者が4割以上を占める…65人中28人
構成率43.1%（全国50.9%）
- 交通弱者が4割以上を占める…65人中27人
構成率41.5%（全国45.8%）
- 四輪乗車中死者の半数以上がシートベルト非着用…23人中14人
構成率60.9%（全国45.0%）
- 飲酒運転の根絶に至っていない…52件中4件（第1当事者以上）
構成率7.7%（全国6.6%）

(3) 月別発生件数



| | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| H25 | 人身事故 | 835 | 764 | 805 | 849 | 840 | 813 | 822 | 782 | 738 | 880 | 789 | 887 | 9,804 |
| | 死者数 | 11 | 9 | 5 | 6 | 7 | 9 | 10 | 5 | 6 | 8 | 6 | 12 | 94 |
| H26 | 人身事故 | 725 | 705 | 686 | 730 | 681 | 647 | 664 | 566 | | | | | 5,404 |
| | 死者数 | 6 | 8 | 12 | 5 | 8 | 13 | 5 | 8 | | | | | 65 |

2 年末に向けた交通死亡事故等抑止対策

(1) 過去2年間における10月以降3か月の交通人身事故等発生状況

| 区分 | 死者(人) | | | 人身事故(件) | | | | | | | 死傷者数(人) | | |
|-------|-------|-----|-------|-----------|-------|-------|-----|-------|----------------|---------|---------|-----|-------|
| | 高齢者 | 構成率 | | 多発事故類型(件) | | | | 飲酒事故 | 夜間の歩行者(死傷者)(人) | | | | |
| | | | | 追突 | 構成率 | 出会い頭 | 構成率 | | 反射材非着 | 反射材非着用率 | | | |
| 平成24年 | 42 | 23 | 54.8% | 2,821 | 1,140 | 40.4% | 666 | 23.6% | 23 | 3,648 | 97 | 91 | 93.8% |
| 平成25年 | 26 | 19 | 73.1% | 2,556 | 1,129 | 44.2% | 559 | 21.9% | 11 | 3,359 | 108 | 106 | 98.1% |

(2) 交通死亡事故等抑止対策の推進

ア 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」の推進

- 前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え、夜光反射材の着用等の促進
- 夜光反射材着用促進重点地区の指定

イ 重点4S対策の継続的推進

- 高齢者の交通事故防止対策（Silver:シルバー対策）
- シートベルト着用促進対策（Seatbelt:シートベルト対策）
- 飲酒運転根絶対策（Sake:サケ対策）
- 速度抑制対策（Speed:スピード対策）

ウ 交通事故抑止に資する交通指導取締り

- 重大事故に直結する悪質・危険な違反の取締り
- 重大事故発生現場を中心とした事故情報の広報を兼ねた取締り
- 「追突“ゼロ”作戦」での公開交通指導取締りの推進

3 子供を守る通学路交通安全対策の推進

- (1) 「ゾーン30」対策の推進
- (2) 通学路の交通安全点検結果に基づく交通安全施設の整備
- (3) 通学路における交通指導取締りの推進